



県章

山形県公報

平成29年4月18日(火)

第2837号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(置賜総合支庁地域保健福祉課) ……441
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……442
- 指定居宅介護支援事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(置賜総合支庁農村計画課) ……同
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……443
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁北村山建設総務課) ……同
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……445
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

議 会 関 係

規 則

- 政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………446

教 育 委 員 会 関 係

告 示

- 山形県教育委員会4月定例会の招集……………同

選 挙 管 理 委 員 会 関 係

告 示

- 政治活動のために寄附を受け又は支出することができないこととなった政治団体……………447

公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(会計局) ……同
- 一般競争入札の公告……………(警察本部) ……同
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(同) ……449
- 職員団体の登録の取消し……………(人事委員会) ……同

告 示

山形県告示第324号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の 種類	廃止年月日
極楽麦酒本舗合同会社 米沢市中央二丁目3番18号	コスモス学園 米沢市中央二丁目6番18号	児童発達支援	平成29. 3. 31

山形県告示第325号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社コンシェルジェ	デイサービスセンターそれいゆ 米沢市徳町225番地の1	通所介護	平成29. 4. 29

山形県告示第326号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅介護支援事業者の 名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社コンシェルジェ	居宅介護支援事業所それいゆ 米沢市徳町225番地の1	居宅介護支援	平成29. 4. 29

山形県告示第327号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者 の名称	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社コンシェルジェ	デイサービスセンターそれいゆ 米沢市徳町225番地の1	介護予防通所介護	平成29. 4. 29

山形県告示第328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	今 儀 一	西置賜郡小国町大字小渡276番地

同	渡 部 茂 雄	同	岩井沢175番地
同	伊 藤 孝 太 郎	同	田沢頭247番地

山形県告示第329号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、井の下土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
監 事	今 儀 一	西置賜郡小国町大字小渡276番地
同	渡 部 茂 雄	同 岩井沢175番地
同	伊 藤 孝 太 郎	同 田沢頭247番地

山形県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 347号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
尾花沢市大字上柳渡戸字川原前2244番から 同 2241番まで	旧	15.3メートル } 10.9	メートル 91
同 上	新	51.5メートル } 12.9	同 上
尾花沢市大字母袋字サヤド217番6から 同 216番2まで	旧	11.5メートル } 10.5	メートル 49
同 上	新	48.0メートル } 11.1	同 上
尾花沢市大字母袋字日和坂329番19から 同 まで	旧	21.3メートル } 15.6	メートル 65
同 上	新	30.2メートル } 15.6	同 上
尾花沢市大字母袋字風倉942番298から 同 風倉山943番5まで	旧	25.9メートル } 11.0	メートル 38
同 上	新	41.8メートル } 12.0	同 上

尾花沢市大字母袋字風倉山943番5から 同 943番4まで		旧	34.4メートル } 18.3	メートル 293
同 上		新	129.0メートル } 19.3	同 上
尾花沢市大字母袋字風倉山943番4から 同 ナベ越952番まで		旧	30.3メートル } 19.9	メートル 98
同 上		新	41.4メートル } 19.9	同 上
同 上		旧	20.3メートル } 15.8	メートル 49
同 上		新	33.6メートル } 19.3	同 上
同 上		旧	37.9メートル } 20.7	メートル 71
同 上		新	40.1メートル } 20.7	同 上
同 上		旧	29.4メートル } 20.4	メートル 18
同 上		新	29.4メートル } 24.0	同 上
同 上		旧	41.5メートル } 38.9	メートル 6
同 上		新	66.0メートル } 38.9	同 上
同 上		旧	36.6メートル } 27.7	メートル 16
同 上		新	36.6メートル } 29.9	同 上
尾花沢市大字母袋字ナベ越952番から 同 まで		旧	44.0メートル } 19.2	メートル 85
同 上		新	49.4メートル } 31.1	同 上
同 上		旧	52.1メートル } 22.0	メートル 66
同 上		新	71.9メートル } 25.5	同 上
尾花沢市大字母袋字ナベ越955番から 同 957番まで		旧	38.3メートル } 18.4	メートル 153
同 上		新	44.7メートル } 28.5	同 上
尾花沢市大字母袋字ナベ越959番から 同 まで		旧	70.5メートル } 30.1	メートル 143
同 上		新	77.2メートル } 38.6	同 上
尾花沢市大字母袋字ナベ越961番から 同 まで		旧	38.3メートル } 27.0	メートル 57
同 上		新	42.2メートル } 32.7	同 上

山形県告示第331号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成29年4月18日から同年5月2日まで縦覧に供する。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 347号
- 2 供用開始の区間
 - 尾花沢市大字上柳渡戸字川原前2244番から
同 2241番まで
 - 尾花沢市大字母袋字サヤド217番6から
同 216番2まで
 - 尾花沢市大字母袋字日和坂329番19から
同 まで
 - 尾花沢市大字母袋字風倉942番298から
同 風倉山943番5まで
 - 尾花沢市大字母袋字風倉山943番5から
同 943番4まで
 - 尾花沢市大字母袋字風倉山943番4から
同 ナベ越952番まで
 - 尾花沢市大字母袋字ナベ越955番から
同 957番まで
 - 尾花沢市大字母袋字ナベ越959番から
同 まで
 - 尾花沢市大字母袋字ナベ越961番から
同 まで
- 3 供用開始の期日 平成29年4月18日

山形県告示第332号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中

"	西部支店	" 大字門伝字下 4295番1	" "	" "	を
"	南金井支店	" 大字松原378番 地の1	" "	" "	

"	西部支店	" 大字門伝字下 4295番1	" "	" "	に、
"	本沢支店	" 大字長谷堂字御 手作4450番地	" "	" "	

"	本沢支店	" 大字長谷堂字御 手作4450番地	を	" 山形南支店	" 大字谷柏777番 地の1	に改
"	山形南支店	" 大字谷柏777番 地の1	" "	" "	" "	

める。

附 則

この規程は、平成29年4月24日から施行する。

議 会 関 係

規 則

山形県議会規則第1号

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年4月18日

山形県議会議長 志 田 英 紀

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための山形県議会議員の資産等の公開に関する条例施行規則（平成7年12月県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3号中

株式等の事業・譲渡・雑所得			を
上場株式等の配当所得			

一般株式等の事業・譲渡・雑所得			に改める。
上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
上場株式等の利子・配当所得			

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記様式第3号の規定は、平成29年4月1日から同月30日までの間に作成する所得等報告書から適用する。

教 育 委 員 会 関 係

告 示

山形県教育委員会告示第5号

山形県教育委員会4月定例会を次のとおり招集した。

平成29年4月18日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 涉

- 1 招集の日時 平成29年4月20日（木） 午前10時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
 - (1) 山形県文化財保護条例第4条第1項の規定による山形県指定有形文化財の指定について
 - (2) 学校運営協議会を設置する学校の指定に係る臨時専決処理の承認について
 - (3) 平成29年度山形県教科用図書選定審議会委員の任命について

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第40号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第2項の規定により、平成29年4月1日以降、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け又は支出することができない団体となった。

平成29年4月18日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
大友かずのり後援会	松村 洋一	佐藤 英雄	米沢市窪田町窪田462-2
山田のりお後援会	押切 喜作	押切 清子	最上郡最上町大字塚田101-2

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月18日

山形県知事 吉村 美栄子

- 落札に係る物品等の名称及び予定数量
山形県広報誌「県民のあゆみ」 年間予定数量 2,464,800部（年6回発行）
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県会計局会計課調達担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2718
- 落札者を決定した日 平成29年3月29日
- 落札者の名称及び所在地
藤庄印刷株式会社 山形市あこや町三丁目18番30号
- 落札金額 1部当たり12,744円
- 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成29年2月17日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県警察初動捜査支援システム機器（平成29年度整備）の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月18日

山形県知事 吉村 美栄子

- 入札の場所及び日時
(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
(2) 日時 平成29年6月2日（金） 午後2時00分
- 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量
山形県警察初動捜査支援システム機器（平成29年度整備）の賃貸借及び保守サービス 一式
 - (2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。
 - (3) 契約期間 平成29年12月1日から平成36年11月30日まで
 - (4) 納入期限及び納入場所 入札説明書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち4箇月分に相当する金額により行う。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち4箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
 - (2) 平成29年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成29年2月17日付け県公報2821号）により公示された資格を有すること。
 - (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
 - (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
 - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室
電話番号023(626)0110
 - (2) 入札説明書の交付場所
山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室で交付する。
 - (3) 仕様書の交付場所
仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
 - (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるものに限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成29年5月10日（水）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を平成29年5月1日（月）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課捜査支援室に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Yamagata Prefectural Police Primary Criminal Investigation Support System: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. June 2nd, 2017
- (3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成29年4月18日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る物品等及び特定役務の名称及び数量
指紋情報管理システム機器の賃貸借及び保守サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部刑事部刑事企画課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 平成28年10月28日
- 4 落札者の名称及び所在地
NECキャピタルソリューション株式会社山形営業所 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 13,650,120円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日 平成28年9月16日

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第53条第6項の規定により、次の職員団体の登録を取り消した。

平成29年4月18日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

登録職員団体の名称	取 消 年 月 日
置 賜 総 合 病 院 職 員 労 働 組 合	平成29年 4 月 11 日